

# センター からの

2017  
9・10月号

## 岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
きらめきプラザ5階  
TEL 086 (226) 1019 (2017.9月発行)

## Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 仮想通貨への投資、もうかるはずが…
- 第3回消費生活講座  
「住まいの価値を高めるために」
- 第4回消費生活講座  
「小麦粉から見る日本の食糧事情と食品安全」
- 消費者啓発セミナーに講師を派遣します
- 高齢者を「消費者被害」から守る30秒動画を募集
- ショッピングカート 子どもの事故に注意!
- 「高齢者支援センター」などと名乗る事業者に注意しましょう!
- 消費生活相談事例
- 消費者教育教材資料表彰2017 優秀賞受賞



# お便り

## 消費生活に関するご相談は

### ●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**

**e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp**

**Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken**

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月1回掲載**

## 知人から誘われた **仮想通貨** への **投資** もうかるはずが…

趣味の会で知り合った人に勧められて、1年前に仮想通貨への投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約90万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。(60歳代 女性)



- 知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。
- 仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。
- 仮想通貨交換業の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスは行うことができません。
- 不安を感じたときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。(国民生活センター「見守り新鮮情報 第280号」より)

### 平成29年度消費生活講座

回	日時	テーマ
3	平成29年9月20日(水) 13時30分～15時	●住まいの価値を高めるために～住宅履歴情報(いえかるて)を使いこなそう～ 講師:横浜市立大学国際総合科学部 教授 齋藤広子さん 場所:きらめきプラザ4階401会議室
4	平成29年11月17日(金) 13時30分～15時	●小麦粉から見る日本の食糧事情と食品安全 講師:株式会社日清製粉グループ本社 CR室長 南澤陽一さん 場所:きらめきプラザ4階401会議室

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。会場には公共交通機関をご利用ください。

# あなたの町の消費者啓発セミナーへ



## 講師を派遣します

岡山県消費生活センターでは、講師を派遣して講話や寸劇などによる消費者被害防止の啓発活動を行っています。みなさんの地域や学校、職場で、いろいろな機会にご活用ください。

派遣対象	県内で開催する町内会、老人会、公民館講座などの会合 学校、職場（企業、福祉関係団体等）の研修会
派遣条件	講座時間は1時間～1時間30分程度
講座内容	消費者被害の防止を目的とした講話、寸劇、替え歌、紙芝居など
派遣料	無料
講師	ボランティア講師（団体、個人）、岡山県消費生活センター職員 ボランティア講師を希望する場合には、20名以上の参加が必要です。 学校や職場での研修会には、岡山県消費生活センター職員を派遣します。
申込方法	所定の講師派遣申込書に会場案内図を添えて、講座開催日の一か月前までに 岡山県消費生活センターに申し込んでください。

- 申込書は、岡山県消費生活センターのホームページから入手できます。  
<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>



### くらしの一日教室

希望する団体を対象に、岡山県消費生活センターの見学にあわせたミニ講座を行います。

## 高齢者を「消費者被害」から守る30秒動画を募集します！

応募資格は全国の個人または団体（アマチュアに限ります）です。皆様の応募をお待ちしています。詳しくは、特設サイト（「警鐘CMコンペ」で検索）をご覧ください。

<http://keisho-cm.com/>



高齢者を「消費者被害」から守るための、30秒動画を募集します

高齢者を消費者被害から守る

◎最優秀賞 / 1点 賞金 20万円

◎優秀賞 / 2点 賞金 5万円

◎オーディエンス賞 / 1点 賞金 1万円

CMコンペティション

応募期間 平成29年 7月24日(月)～10月13日(金)

高齢者を特殊詐欺・悪質商法による消費者被害から守ろう

消費者被害防止のため、高齢者の認知力や判断力不足を補う、悪質商法等に呼びかける30秒動画を募集します。応募は個人または団体（アマチュアに限ります。）

コンペティションの応募や審査については、詳しくは特設サイトをご覧ください。

<http://keisho-cm.com/> 警鐘CMコンペ



# ショッピングカートからの 転落に注意！

## 事例

ショッピングセンターのカートに乗っていたところ、転落し後頭部を打撲した。すぐに泣き、意識もあったが、吐き気が続いたため受診しCT検査を受けたところ、後頭部に急性硬膜外血腫があり、別の病院へ救急搬送となった。

(当事者：1歳 女児)



- スーパーマーケット等のショッピングカートから子どもが転落する事故が起きています。特に1歳から3歳児の事故が全体の7割以上を占め、頭部の損傷が目立ち、中には重症事例も見られます。
- 子どもをショッピングカートの幼児用座席に乗せているときは、目を離さず、子どもが立ち上がらないように注意し、ベルト等があればしっかり装着しましょう。
- 幼児用座席のないショッピングカートに子どもを乗せてはいけません。
- ショッピングカート置き場や本体の注意表示等をよく確認しましょう。

(国民生活センター「子どもサポート情報」第110号より)

# 「高齢者支援センター」などと名乗る 事業者にご注意しましょう！

公的機関を連想させる「高齢者支援センター」などの名前を名乗る事業者が電話を掛けてきて、「あなたの個人情報が漏れて勝手に登録されています。こちらで登録を取り消してあげます」などと持ちかけ、最終的に多額の現金を送付させる手口の相談が寄せられています。

「高齢者福祉支援センター」「高齢者生活支援ボランティアセンター」などの似た名前を名乗ることもあります。

「個人情報が漏れています」は詐欺の手口です。少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン（188）や警察（#9110）にお電話をください。

## 高齢者支援センター



あなたの個人情報が漏れて勝手に登録されています。

登録を消すには、代わりに登録する人を探さなくては  
はいけません。  
私が代わりに人を紹介してあげますよ。

あなたの登録番号をお伝えします。  
この番号は誰にも言ってはいけません。



## ●消費生活相談事例●

# 「リボ払い」と知らずに利用したクレジットカード



金融機関口座からデパートのクレジットカードの引き落としが毎月一定額あることに気づき、デパートに問い合わせると、5年前の車検や買い物の代金約30万円の支払いが今も続いていることがわかった。カードを利用するときには、いつも「翌月一括払い」と言っていたので、一括払いになっていると思っていたが、カードを契約した際に支払い方法を「リボ払い」にしていたらしく、高額金利を支払ってしまった。  
(倉敷市：女性)

## 消費者へのアドバイス

クレジットカードの支払い方法で、利用金額や件数に関わらず、毎月一定の額や割合を支払うリボルビング払い（以下リボ払い）に関する相談が増加傾向にあります。

リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し手数料がかさむことがあるので注意が必要です。

カードの申込時にリボ払い専用カードと分らずに契約していたという相談や、リボ払いの仕組みをよく分からずに利用し、「手数料ばかり支払っていて、支払い残高が減らない」等の相談が寄せられて

います。「複数枚のクレジットカードでリボ払いを利用し、支払えなくなった」等の多重債務に陥っている事例もあります。

カードを申し込む際は、初期設定が「リボ払い」になっていないかしっかり確認しましょう。また、カードの利用明細は必ず確認し、少しでも不審なことがあったらすぐにカード会社に問い合わせることが大切です。

困ったときには、お住まいの消費生活相談窓口（消費者ホットライン☎188）に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

## 消費者教育教材資料表彰2017 優秀賞受賞

「社会生活授業パック」

# 毎日の生活で困ったとき どうすればいいかな？

ワークシート・授業パック（CD付き）

岡山県が制作した知的障がいのある方を対象とした教材が、(公財)消費者教育支援センター主催消費者教育教材資料表彰2017優秀賞を受賞しました。

この教材は、①携帯電話・スマホ②友だちとのお金の貸し借り③キャッチセールスなどのトラブルについて、電子紙芝居を用いて学ぶことができます。

特別支援学校の授業や地域の学習会等でご活用ください。

※問合せ先：岡山県消費生活センター TEL(086)226-1019

※当センターのホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/book-index.html>



公益財団法人 消費者教育支援センター 主催  
消費者教育教材資料表彰2017  
優秀賞